

SCネットワークあいち指導者紹介事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項はSCネットワークあいち加盟クラブで活動しているスポーツ指導者を紹介し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録方法)

第2条 登録を希望する指導者は、SCネットワークあいち加盟クラブを通して派遣指導者紹介書(様式1)に必要な事項を記入し、SCネットワークあいち事務局に提出する。

(登録期間)

第3条 登録有効期間は1年間とする。ただし、年度ごとの更新は可能とする。

(登録者情報)

第4条 登録者情報については、SCネットワークあいち事務局で管理する。

2 登録者に関するデータのうち、SCネットワークあいちホームページ上に、種目、対象、エリア(活動地域)、等を掲載する。

(派遣先)

第5条 本事業における派遣先は、愛知県内の総合型地域スポーツクラブとする。

(派遣手順)

第6条 紹介指導者派遣については以下の手順で行うこととする。

- (1) 紹介指導者派遣を依頼する総合型クラブはSCネットワークあいち事務局に紹介派遣申請書(様式2)を提出する。
- (2) SCネットワークあいち事務局は、派遣元クラブの連絡先を申請クラブに提供する。
- (3) 紹介を受けた申請クラブは派遣元クラブ及び登録指導者と直接連絡を取り、指導条件(指導内容、頻度、講師料等)について交渉し、合意した場合、契約書を締結する。
- (4) 申請クラブは契約成立後、速やかにSCネットワークあいち事務局に報告する。

(責任の所在)

第7条 本事業において派遣先で起こった事故、紛争については、SCネットワークあいちは一切関与しないものとし、当事者間で解決を図ることとする。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

この要領は平成29年4月1日から施行する。